

電設一人親方互助会

電設一人親方互助会とは、平成1年4月1日付東京労働局長の認可を受けた特別加入の申請、労災給付等の手続き事務を行う「特別加入団体」です。

1. 電設一人親方互助会の加入要件

- 1) 労働者を使用していない一人親方
- 2) 東京・茨城・群馬・栃木・埼玉・千葉・神奈川・山梨・静岡に住所がある方
- 3) 主に 電設工業健保組合 加入事業所の電気設備工事等を請け負う一人親方

2. 労災給付内容

療養補償 治療費全額補償

休業補償 休業4日以上にわたるときに休業4日より1日につき給付基礎日額の80%を支給

上記のほか、労災法に定める障害補償、傷病補償、遺族補償、埋葬料、介護補償

3. 給付基礎日額及び年間保険料

給付基礎日額は、労災保険の保険料と労災給付を算定する基礎となるものです。
所得水準に見合った適正な金額で、下記の表により選択できます。

■特別加入保険料算定基礎額表

給付 基礎日額	保険料 算定基礎額	給付 基礎日額	保険料 算定基礎額	給付 基礎日額	保険料 算定基礎額
25,000円	9,125,000円	14,000円	5,110,000円	6,000円	2,190,000円
24,000円	8,760,000円	12,000円	4,380,000円	5,000円	1,825,000円
22,000円	8,030,000円	10,000円	3,650,000円	4,000円	1,460,000円
20,000円	7,300,000円	9,000円	3,285,000円	3,500円	1,277,500円
18,000円	6,570,000円	8,000円	2,920,000円		
16,000円	5,840,000円	7,000円	2,555,000円		

保険料算定基礎額 = 給付基礎日額 × 365日（1年間）

〈特別加入保険料算定例〉

給付基礎日額 10,000円 × 年間総日数 365日 × 保険料率 0.018 = 年間保険料 65,700円

4. 事務委託費

年間 12,000円（月額 1,000円）消費税別

互助会への加入とご相談は 「労働保険事務組合 電設共済会」へ！

〒174-8526 東京都板橋区坂下 1-33-12 へるすぴあ 2階 TEL03-5970-0310